

女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託
に係る公募型プロポーザル方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、最も適切な企画力、技術力、提案力、実施体制及び実績等を持つ者を選定するため、その必要な手続きについて定める。

(委託業務の範囲)

第2条 委託する業務の範囲は、次のとおりとする。

女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務

(参加資格要件)

第3条 プロポーザルへの参加を申し込む事業者（以下「参加申込者」という。）に必要な参加資格要件は、次のとおりとする。

(1) 単独事業者での参加資格要件

ア 物品調達等入札参加資格要綱（平成20年女川町訓令甲第30号。以下「入札参加資格要綱」という。）に基づく競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

イ 法人として登録されている者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないものであること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 入札参加資格要綱第10条に基づく指名停止を受けている期間にないこと。

カ 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年女川町訓令甲第26号）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

キ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

ク 平成18年4月以降に、国又は地方自治体が発注した学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園、大学を除く）の新築、増築、改築に係る基本設計業務及び実施設計業務を元請として受注し、契約履行が完了した実績を有していること。

ケ 宮城県内に本社（店）、支社（店）、事務所、営業所のいずれかを有すること。

(2) 共同企業体での参加資格要件

ア 自主結成であり、事業者間で目的、所在地、構成員、代表者の名称、構成員の責任等について定めた協定を締結していること。

イ 代表事業者を定めること。

ウ 構成員の全てが前号アからキに掲げる参加要件を満たしていること。

エ 代表事業者が、前号ク及びケの参加要件を満たしていること。

(参加資格要件の決定)

第4条 参加資格要件を決定する場合は、女川町契約業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮って決定するものとする。

（実施要領等の交付）

第5条 町長は、ホームページにおいて、女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託公募型プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）、女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託特記仕様書及び女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託説明書（以下「説明書」という。）を交付する。

（配置予定管理技術者の資格）

第6条 配置予定管理技術者は以下の資格を有するものとする。

（1） 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士

（プロポーザルへの参加申込）

第7条 参加申込者は、プロポーザル方式参加申込書（以下「参加申込書」という。）（様式第1号）を所定の期限までに町長に提出しなければならない。

2 参加申込書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

3 事業者及び配置予定技術者実績等調書（様式第2号）及び業務実施体制（様式第8号）に記載された管理技術者及び各主任担当技術者は、病気、死亡等極めて特別の理由があると認められる場合を除き、変更できないものとする。

（参加申込書への添付書類）

第8条 前条第1項に規定する参加申込書には、次の書類を添付しなければならない。

（1） 事業者及び配置予定技術者実績等調書（様式第2号）A4版

事業者の業務実績は、第3条第1号クに掲げる実績について2件まで記載するものとするが、一つの施設についての設計業務委託が基本設計と実施設計に分かれている場合は、両方を記載（添付書類共）すること。

配置予定管理技術者及び配置予定主任担当技術者（総合、構造、電気、機械）に関する、氏名及び業務実績（業務委託名称、発注者名、履行期間、工事種別、規模及び立場）を記載し、それを証する書類を添付すること。また、記載件数は事業者の業務実績の場合と同様とする。

（2） 共同企業体協定書（共同企業体で申込み場合）

（一次審査による業務提案書の提出者の選定）

第9条 町長は、第3条に規定する参加資格要件及び別表1に規定する評価基準に基づき参加申込書の内容を審査し、参加申込者の中から得点上位5位までを業務提案書の提出者として選定するものとする。ただし、第5位が同点であり3者までの場合はその3者全てを業務提案書の提出者に含むものとし、第5位が4者以上の場合は第4位までを業務提案書の提出者とする。

（一次審査結果の通知）

第10条 町長は、参加申込者に対して、一次審査の結果を第5条による申込の日から14日以内にプロポーザル方式一次審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、業務提案書の提出者として選定されなかった者については、その理由を付するものとする。

2 前項の規定により業務提案書の提出者として選定されなかった旨の通知を受けた者は、町長に対し、書面により、参加資格を有すると認められなかった理由の説明を求められることができるものとする。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、理由の説明を求めた者に対し、同項の書面を受理した日から7日以内に回答するものとする。

(業務提案書等の提出)

第11条 一次審査通過者は、実施要領及び説明書に基づき、業務提案書等を作成し、所定の期限までに町長に提出しなければならない。なお、業務提案書等の記載内容は次のとおりとする。

(1) 業務実施体制(様式第4号)

(2) 業務実施方針(様式第5号) A4版片面1枚以内

(3) 特定テーマに対する提案(様式第6号) テーマごとにA4版片面1枚以内

テーマ1 「小学生、中学生、保護者、地域の人々、教職員が気軽に交流できる、地域に開かれた小中一貫校」及び「子どもたちが元気に活動でき、選択される自慢の小中一貫校」にするための施設計画の考え方について

テーマ2 敷地の高低差や地盤状況を踏まえ、女川の自然、通風・採光等に配慮した合理的な配置計画の考え方について

テーマ3 施設の長寿命化やライフサイクルコスト(LCC)縮減の方策について

(4) 業務見積書提案(見積内訳書を含む)

(プロポーザルの途中辞退)

第12条 参加申込者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。

2 プロポーザルの辞退は、プロポーザル方式参加辞退届(様式第7号。以下「辞退届」という。)を町長に提出することにより行うものとする。

3 辞退届の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

4 業務提案書等の作成に必要な資料等を貸与されている場合は、辞退届の提出と併せて速やかに町長に返還するものとする。

5 貸与された資料等の返還方法は、持参又は郵送によるものとする。

(質問の受付)

第13条 参加申込者は、業務提案書作成等に係る質問を書面(様式第7号)により行うことができる。ただし、業務提案書作成等に係る質問書は、所定の期限までに提出しなければならない。

2 業務提案書作成等に係る質問書の提出方法は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールとする。

3 町長は、参加申込者から前項に係る質問書を受け付けた場合、質問書に係る回答は、女川町ホームページに掲載する。

(二次審査による業務提案書の評価及び評価基準等)

第14条 業務提案書等の評価は、女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託に係るプロポーザル受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

2 選定委員会は、業務提案書等の提出書類の内容を別表のプロポーザル評価項目及び評

価基準表に基づいて審査を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。

- 3 選定委員会は評価の結果を審査委員会に報告するものとする。
- 4 審査委員会は、選定委員会からの報告に基づき、総合的に審査、審議を行い、最も優れた業務提案を行った参加申込事業者を受託候補者として選定する。
- 5 その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(受託候補者の通知)

第 15 条 町長は、受託候補者に選定された参加申込者に対し、プロポーザル方式選定結果通知書（様式第 9 号）により通知する。

(非選定結果の通知)

- 第 16 条 町長は、受託候補者に選定されなかった参加申込者（以下「非選定事業者」という。）に対し、プロポーザル方式非選定結果通知書（様式第 10 号）により通知する。
- 2 非選定事業者は、町長に対し、非選定となった理由の説明を求めることができる。なお、当該要求は所定の期限までに書面をもって行わなければならない。
 - 3 町長は、前項の要求を受けた場合に限り、その非選定事業者についてのみ非選定理由を書面で交付する。
 - 4 非選定理由の説明要求書の提出方法及び非選定理由説明書の交付方法は、持参又は郵送とする。

(業務委託契約)

第 17 条 町長は、受託事業者と業務委託契約を締結する。

- 2 業務委託の条件等は、受託事業者と協議の上、町長が別に定めるものとする。
- 3 受託事業者は、円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする、ただし、町長が必要と認める場合は、経費の負担に関し受託事業者と協議するものとする。

(委託契約期間)

第 18 条 業務委託契約の契約期間は、契約日の翌日から平成 30 年 6 月 30 日までとする。

(プロポーザルの瑕疵)

- 第 19 条 プロポーザルにおける参加申込者の手続及び提出書類について、その内容等に瑕疵があることが判明した場合は、審査委員会で審査を行い、対応を決定する。
- 2 審査委員会は、必要に応じて参加申込者に対し、前項の瑕疵についてヒアリングを行うことができる。
 - 3 町長は、第 1 項に定める瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公平性及び公正性を著しく損なう恐れがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

(参加資格等の取消し)

第 20 条 町長は、次に定める事由が生じた場合、参加申込者及び受託候補者と決定した事業者に対し、プロポーザルへの参加資格及び受託候補者の決定を取り消す。

- (1) 業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- (2) 業務委託開始前に指名停止となった場合

(次順位者との交渉)

第 21 条 町長は、受託事業者が委託契約を履行できない何らかの事由が発生した場合、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加申込者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

附 則

この要領は、平成 29 年 2 月 8 日から施行する。

別表1（第7条関係）

一次審査の評価基準

評価項目		評価基準			点数
予定技術者の技術力 (20点)	特定期間の同種又は類似業務の実績	・予定管理技術者が平成18年4月以降に受注、完了した同種及び類似業務に係る実績について評価する。			4
		・予定主任担当技術者（総合、構造、電気、機械）が平成18年4月以降に受注、完了した同種及び類似業務に係る実績について評価する。	総合	4	16
			構造	4	
			電気	4	
			機械	4	
事業者の技術力	特定期間の同種又は類似業務の実績				5
評価点 合計					25

※予定管理技術者の評価

特定期間：平成18年4月以降に受注、完了したもの。

管理技術者としての実績が2件ある場合 4点

管理技術者としての実績が1件の場合 3点

主任担当技術者としての実績が2件ある場合 2点

主任担当技術者としての実績が1件の場合 1点

上記の点数に次の同種又は類似業務の実績の係数を乗じた点とする。

同種業務 1.0（延べ面積4,000㎡以上の国又は地方自治体が発注した学校（幼稚園、大学を除く））

類似業務 0.5（延べ面積4,000㎡未満の国又は地方自治体が発注した学校（幼稚園、大学を除く））

※予定主任担当技術者の評価

特定期間：平成18年4月以降に受注、完了したもの。

主任担当技術者としての実績が2件ある場合 4点

主任担当技術者としての実績が1件の場合 2点

上記の点数に次の同種又は類似業務の実績の係数を乗じた点とする。

同種業務 1.0（延べ面積4,000㎡以上の国又は地方自治体が発注した学校（幼稚園、大学を除く））

類似業務 0.5（延べ面積4,000㎡未満の国又は地方自治体が発注した学校（幼稚園、大学を除く））

※事業者の評価

特定期間：平成18年4月以降に受注、完了したもの。

類似業務の実績 同種業務の実績	2件	1件	0件
2件	5点		
1件		4点	3点
0件	2点	1点	0点

同種業務（延べ面積4,000㎡以上の国又は地方自治体が発注した学校（幼稚園、大学を除く））

類似業務（延べ面積4,000㎡未満の国又は地方自治体が発注した学校（幼稚園、大学を除く））

別表2（第13条関係）

二次審査の評価基準

評価項目		評価基準		点数	
予定技術者の技術力 (20点)	特定期間の同種又は類似業務の実績	・予定管理技術者が平成18年4月以降に受注、完了した同種及び類似業務に係る実績について評価する。		4	
		・予定主任担当技術者（総合、構造、電気、機械）が平成18年4月以降に受注、完了した同種及び類似業務に係る実績について評価する。	総合	4	16
			構造	4	
			電気	4	
			機械	4	
事業者の技術力 (5点)	特定期間の同種又は類似業務の実績			5	
評価点 小計				25	
業務内容に関する企画提案 (75点)	業務実施体制、業務実施方針 (20点)	業務実施体制	・配置技術者の経験、資格、人数など業務を遂行するうえでの確かな体制が確保されている場合に優位に評価する。	6	
		業務実施方針	・業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、実現性、特色性を総合的に評価	14	
	特定テーマ①に対する提案 (25点)	的確性	・与条件との整合性が高い場合に優位に評価する	10	25
		実現性	・提案内容に具体性があり実現性がある場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10	
		特色性	・提案内容に多角的かつ効果的な視点を有し、創意工夫がある場合に優位に評価する。	5	
	特定テーマ②に対する提案 (15点)	的確性	・与条件との整合性が高い場合に優位に評価する	6	15
		実現性	・提案内容に具体性があり実現性がある場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	6	
		特色性	・提案内容に多角的かつ効果的な視点を有し、創意工夫がある場合に優位に評価する。	3	
	特定テーマ③に対する提案 (15点)	テーマ②と同様		15	
	評価点 小計				75
	評価点 合計				100

※予定管理技術者の評価

特定期間：平成18年4月以降に受注、完了したもの。

管理技術者としての実績が2件ある場合 4点

管理技術者としての実績が1件ある場合 3点

主任担当技術者としての実績が2件ある場合 2点

主任担当技術者としての実績が1件ある場合 1点

上記の点数に次の同種又は類似業務の実績の係数を乗じた点とする。

同種業務 1.0（延べ面積4,000㎡以上の国又は地方自治体が発注した学校（幼稚園、大学を除く））

類似業務 0.5 (延べ面積 4,000 m²未満の国又は地方自治体が発注した学校 (幼稚園、大学を除く))

※予定主任担当技術者の評価

主任担当技術者としての実績が 2 件ある場合 4 点

主任担当技術者としての実績が 1 件の場合 2 点

上記の点数に次の同種又は類似業務の実績の係数を乗じた点とする。

同種業務 1.0 (延べ面積 4,000 m²以上の国又は地方自治体が発注した学校 (幼稚園、大学を除く))

類似業務 0.5 (延べ面積 4,000 m²未満の国又は地方自治体が発注した学校 (幼稚園、大学を除く))

※業務内容に関する企画提案に係る各評価項目は、A、B、C、D、Eの5段階で評価するものとし、それぞれ配点は以下のとおりとする。

A 評価点 = 配点 × 1.0 (非常に優秀)

B 評価点 = 配点 × 0.8 (優秀)

C 評価点 = 配点 × 0.6 (普通)

D 評価点 = 配点 × 0.2 (やや劣る)

E 評価点 = 配点 × 0 (劣る)

様式第1号（第7条関係）

平成 年 月 日

女川町長 様

申請者住所
電話番号
商号又は名称
代表者

㊞

プロポーザル方式参加申込書

平成 年 月 日付けで告示のありました下記業務に係るプロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申込みます。

なお、本申込書及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名 女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託

2 添付書類

- (1) 事業者及び配置予定技術者実績等調書 1部
- (2) 共同企業体で参加を申し込む場合は、共同企業体協定書

3 連絡先（共同企業体の場合は、代表者）

住 所
商号又は名称
所属部署等
担当者氏名
電話番号等 電話
FAX
E-mail

通知 No.

様式第2号（第8条関係）

(1) 事業者及び配置予定技術者実績等調書 (A4サイズ)						
一級建築士事務所登録			管理建築士 (一級建築士)			
登録番号	都道府県	第 号	氏 名	印		
登録年月日	平成	年 月 日	登録番号	(大臣) 第	号	
有効期限	平成	年 月 日	登録年月日	S・H	年 月 日	
事業者の設計業務実績						
No	業務委託名称	発注者	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模 (m ²)	立場
1	-----	-----	-----	-----	-----	-----
2	-----	-----	-----	-----	-----	-----
A 管理技術者予定者			氏 名	印		
No	業務委託名称	発注者	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模 (m ²)	立場
1	-----	-----	-----	-----	-----	-----
2	-----	-----	-----	-----	-----	-----
B 主任担当技術者 (総合) 予定者			氏 名	印		
No	業務委託名称	発注者	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模 (m ²)	立場
1	-----	-----	-----	-----	-----	-----
2	-----	-----	-----	-----	-----	-----
C 主任担当技術者 (構造) 予定者			氏 名	印		
No	業務委託名称	発注者	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模 (m ²)	立場
1	-----	-----	-----	-----	-----	-----
2	-----	-----	-----	-----	-----	-----
D 主任担当技術者 (電気) 予定者			氏 名	印		
No	業務委託名称	発注者	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模 (m ²)	立場
1	-----	-----	-----	-----	-----	-----
2	-----	-----	-----	-----	-----	-----

E 主任担当技術者（機械）予定者			氏 名			印
No	業務委託名称	発注者	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模 (m ²)	立場
1						
2						

※記入上の留意事項

- 1 平成 18 年 4 月以降に受注し、完了したものを記載すること。
- 2 1つの施設についての設計業務委託が基本設計と実施設計に分かれている場合は、業務委託名称及び履行期間については、上下 2 段にそれぞれ記入することができる（設計業務委託が基本設計と実施設計に分れていない場合は、1 段のみの記入で可）。
- 3 工事種別欄には、新築、増築、改築のいずれかを記入すること。
- 4 規模欄には、新築、増築、改築工事に係る部分の床面積（m²）を記入すること。
- 5 立場欄には、設計業務における役割分担における管理技術者、主任担当技術者、担当技術者等の別を下記の例により記入すること。
 - ・管：管理技術者
 - ・主：主任担当技術者
 - ・担（総）：担当技術者（総合）
 - ・担（構）：担当技術者（構造）
 - ・担（電）：担当技術者（電気）
 - ・担（機）：担当技術者（機械）

様式第3号（第10条関係）

プロポーザル方式一次審査結果通知書

第 号
平成 年 月 日

申請者住所
商号又は名称
代表者氏名

女川町長名

先に申込みのありました下記業務に係る一次審査結果については、下記のとおりとなったので、通知します。

記

業務名	女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託
一次審査結果及びその理由	適 ・ 否
	業務提案書の提出者として選定されなかった理由
通知 No.	

（注）一次審査の結果、業務提案書の提出者として選定されなかったものは、その詳細理由について平成 年 月 日までに、書面により教育総務課へ説明を求めることができます。

様式第4号（第11条関係）

（1）業務実施体制

技術者の種別		氏名	経験年数	資格
管理技術者				
総合	主任担当技術者			
	担当技術者			
構造	主任担当技術者			
	担当技術者			
電気 設備	主任担当技術者			
	担当技術者			
機械 設備	主任担当技術者			
	担当技術者			

※適宜、行を追加すること。

通知 No.

様式第 5 号 (第 11 条関係)

(2) 業務実施方針 (A 4 サイズ : 1 枚以内)

通知 No.

様式第 6 号 (第 11 条関係)

(3) 特定テーマに対する提案 (テーマごとに A 4 サイズ : 1 枚以内)

様式第7号（第12条関係）

平成 年 月 日

女川町長 様

申請者住所
電話番号
商号又は名称
代 表 者 ⑩

プロポーザル方式参加辞退届

平成 年 月 日付けで告示のありました下記業務に係るプロポーザルへの参加を辞退したいので、届出ます。

なお、貸与された資料等がある場合には、速やかに所定の方法により貴町に返還いたします。

記

- 1 業務名 女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託
- 2 連絡先（共同企業体の場合は、代表者）

住 所
商号又は名称
所属部署等
担当者氏名
電話番号等 電話
FAX
E-mail

様式第 8 号 (第 13 条関係)

質 問 書

平成 年 月 日

女川町長 様

申請者住所
電話番号
商号又は名称
担当者

業 務 名	女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託	
	質問事項	回 答

様式第9号（第15条関係）

プロポーザル方式選定結果通知書

第 号
平成 年 月 日

申請者住所
商号又は名称
代表者

女川町長名

この度、本町が実施した女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託公募型プロポーザルにおいて、各参加申込者の業務提案書等を厳正に審査した結果、御社の業務提案が総合的に最も優れていると評価されました。

この審査結果に基づき、御社を本委託業務の受託候補者として決定いたします。
なお、今後の予定等については、後日改めて連絡します。

様式第 10 号（第 16 条関係）

プロポーザル方式非選定結果通知書

第 号
平成 年 月 日

申請者住所
商号又は名称
代表者

女川町長名

この度、本町が実施した女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託公募型プロポーザルにおいて、各参加申込者の業務提案書等を厳正に審査した結果、下記の事業者を受託候補者として選定しましたので通知しますとともに、プロポーザルへ参加頂きましたことに厚く御礼申し上げます。

記

1 受託候補者と決定された事業者

2 非選定理由の説明

非選定理由の説明を希望する場合は、実施要領第 16 条第 2 項に定める方法で
手続を行うこと。

3 説明要求の手続期限

平成 年 月 日